

専攻建築士制度審査認定基準

(目的)

第1条 専攻建築士審査、認定基準（以下「審査基準」という。）は、専攻建築士制度規則（以下「専攻規則」という。）に基づき、専攻建築士の審査、認定に関して必要な事項を定め、かつ、その適正な運用を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 専攻建築士の認定を受けようとする者は、専攻規則第5条の規定により、この基準の定めるところによる。

2 専攻建築士の認定を受けようとする者は、次の各号に該当しなければ申請することはできない。

- (1) 建築士法で定める建築士免許取得者
- (2) 構造設計、法令の専攻領域においては、一級建築士に限る。

(実務経歴の年数)

第3条 申請者は、建築士免許の取得後から申請をする日の属する年の前年の12月31日までに申請に係る専攻領域について、専攻規則第3条各号に掲げる専攻領域の実務に従事した年数が5年以上を有する者とする。

- 2 実務を行った期間の算定において、1つの専攻領域内で重複して行われた実務については、いずれか1つの実務を行ったものとみなす。
- 3 申請に係る専攻領域が2以上であって、異なる専攻領域における業務について相互に従事した期間が重複する場合は、前項の規定は適用しない。
- 4 専攻領域が統括設計、構造設計又は設備設計の場合、それぞれの専攻領域に係るコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務に従事した年数を第1項の業務に従事した年数に加えることができる。

(実務実績の件数)

第4条 申請者は、専攻規則第3条各号に掲げる業務のうち申請に係る専攻領域の実務経歴において、次の各号に掲げる責任ある立場で携わった実務の件数が3件以上有すること。

- (1) 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理等の大半を担うもの
 - (2) 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導等を行うもの
 - (3) 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、または、それらを総括する立場で行うもの
- 2 前項の責任ある立場で携わった業務が、1件で18ヶ月を超える期間であるものについては、その実務実績は2件であったものとみなす。
- 3 専門分野の表示に必要な実務経歴は一つの専門分野につき3件以上とする。そのうち第1項の責任ある立場で携わった実務実績1件以上が含まれていること。

(CPD単位)

第5条 申請者は、専攻規則第5条の申請をする年の日の属する前年の1月1日から12月31日までの1年間に本会及び建築士会で定める継続能力開発制度においてはCPDが12単位以上、専攻規則第2条の規定により本会会長が認めた制度の場合においては、当該制度における所定のCPD単位数以上の取得を有すること。ただし、既に専攻建築士の登録を受けたことのある者が、専攻建築士の登録の更新をする場合は、新たな専攻領域に申請する場合を除き、専

攻建築士制度登録更新審査、認定基準第3条第1項の規定による。

(審査基準の適用の特例)

第6条 申請者が申請する専攻領域において、以下の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの定めるとおりとする。

(1) 統括設計専攻領域

A P E Cアーキテクトは、その登録証を以って第3条から第5条までの規定を適用しない。

(2) 構造設計専攻領域

① A P E Cエンジニア(構造)は、その登録証を以って第3条から第5条までの規定を適用しない。

② 一般社団法人日本建築構造技術者協会の認定する J S C A 建築構造士は、その認定証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

③ 構造計算適合性判定員は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

④ 構造設計一級建築士は、その建築士証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(3) 設備設計専攻領域

① 一般社団法人建築設備技術者協会の認定する J A B M E E S E N I O R は、その認定証を以って、第3条から第5条までの規定を適用しない。

② 設備設計一級建築士は、その建築士証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(4) 建築生産専攻領域

① 公益社団法人日本建築積算協会の認定する建築積算士または建築コスト管理士は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

② 一般財団法人日本建築防災協会の認める特殊建築物等調査資格者は、その証明書を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

③ 一般財団法人日本建築設備・昇降機センターの認める建築設備検査資格者は、その証明証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(5) 公益社団法人ロングライフビル推進協会の認める建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(6) 棟梁専攻領域

N P O 法人日本伝統建築技術保存会の認める日本伝統建築技能者並びに正会員は、その認定証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(7) 法令専攻領域

建築基準適合判定資格者は、その登録証、建築主事資格試験合格者は、その合格証書を以って第2条第2項第2号、第3条及び第4条の規定を適用しない。

附則 この要項は、平成16年1月23日から適用する。

附則 限定表示、他の改定は、平成17年3月25日から適用する。

附則 「教育研究」領域の追加は、平成17年10月1日から適用する。

附則 規則、基準の重複箇所等整理による改編は、平成18年10月19日から適用する。

附則 規則、基準の名称等整理による改編は、平成20年10月24日から適用する。

附則 すべての建築士を対象とした改編は、平成21年10月15日から適用する。

附則 審査、認定に係る規定等の一部改編は、平成26年4月1日から適用する。